

令和5年10月13日

公 告 第 1 1 1 3 号

東京都農林漁業団体健康保険組合  
理事長 野 崎 啓 太 郎

令和6年度・法第3条第4項の規定による被保険者のうち  
第47条第二号該当者の標準報酬月額について

当組合の標記該当者にかかる標準報酬月額は、令和5年9月30日現在の当組合全被保険者の平均標準報酬月額（405,434円）に基づき、下記のとおり公告します。

記

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 1. 標準報酬月額 | 410,000円                   |
| 2. 適用期間   | 令和6年4月 1日より<br>令和7年3月31日まで |